

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例に基づく、
「建築物等の緑化に関する基準」と届出様式の改正の概要

神戸市では、神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例第22条に基づき、建築物等の緑化に関する基準（以下、「緑化基準」という。）を定め、市街化区域内の一定の建築行為に対して、建築物及びその敷地での緑地の確保を義務付けています。

また、近年の地球温暖化や都市部の高温化が顕著となる中、夏季のまちなかの暑さ対策の取り組みについても積極的に進めているところです。

この度、暑さ対策の一つとして、建築物及びその敷地において、道路等の公共空間に面する部分への植樹や壁面緑化を誘導するための緑化基準の改正を行います。これにより、屋外での歩行者等への日射や建築物からの熱放射を抑制することが期待できます。

また、緑化基準を改正することに伴い、同条例第23条及び第24条に基づく神戸市建築物等における環境配慮条例施行規則の様式もあわせて改正します。

I. 改正案の概要

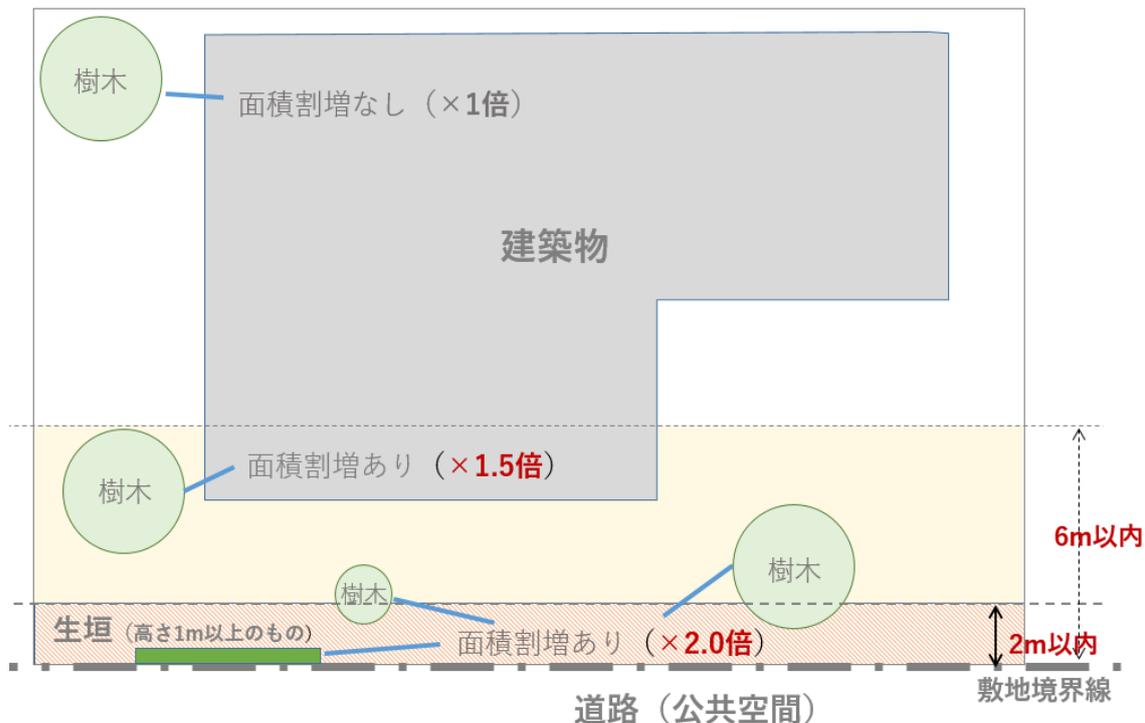
1. 道路等に面する中高木等の緑地面積を割り増して算定

道路等の公共空間に面して中木、高木又は高さ1m以上の生垣を植樹する場合、以下の通り割り増して緑地面積に算入することができるものとする。

- ① 道路等の境界線から6m以内に位置する場合：1.5倍
- ② 道路等の境界線から2m以内に掛かる場合：2.0倍

※ただし、道路等から容易に目視でき、建物等の構造物に遮られていないものに限る。

【中高木の植樹位置による面積算定の割り増しイメージ】



2. 道路等に面する壁面緑化（基盤造成型）の緑地面積を割り増して算定

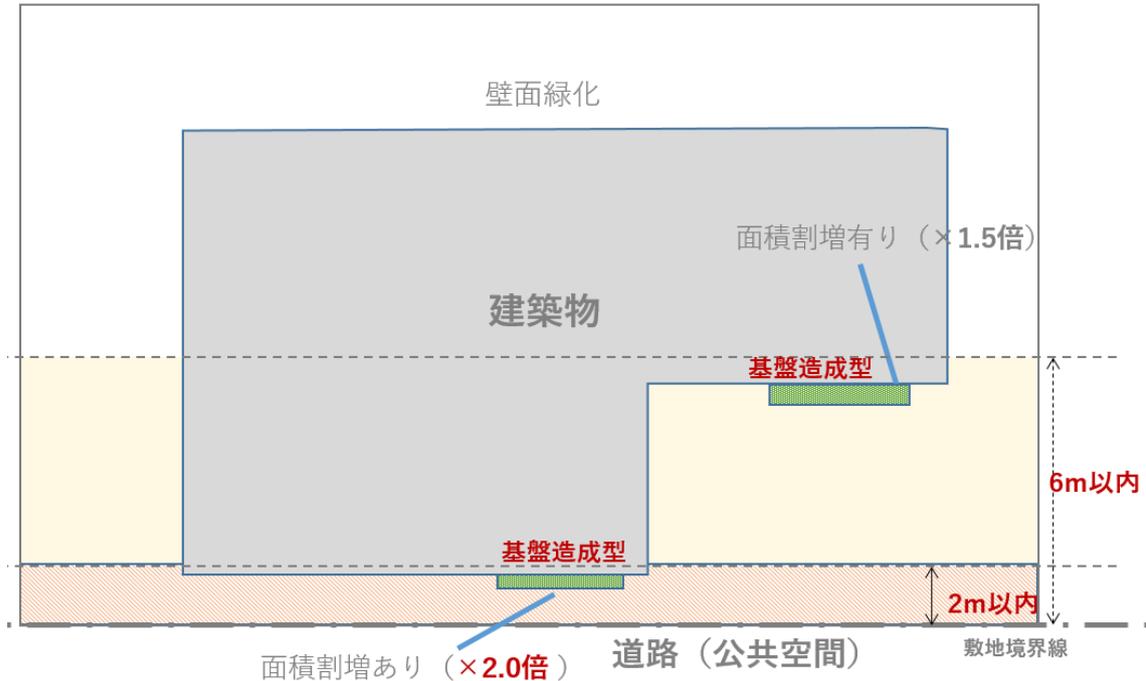
道路等の公共空間に面して壁面緑化を行う場合の割り増し算定は以下のとおりとし、基盤造

成型に限り緑地面積に算入することができるものとする。

- ① 道路等の境界線から6m以内に位置する場合 : 1.5倍
- ② 道路等の境界線から2m以内に位置する場合 : 2.0倍

※ただし、道路等から容易に目視でき、建物等の構造物に遮られていないものに限る。

【壁面緑化（基盤造成型）の位置による面積算定の割り増しイメージ】



なお、割り増しに関わらず緑地面積に算入できる壁面緑化は以下のものに限ることとする。

- ア. 基盤造成型によるもの
- イ. 登はん型ツル植物で金網とヤシ繊維マットを併用した補助資材を用いるもの
- ウ. 計画地と同様の環境で緑化実績があり、面的緑化が確実に見込めると認められるもの
(補助資材については、樹種に応じた適正な編み目の大きさや形状を有するもので、材質は耐久性のある金属素材に限る。)

3. その他の見直し

- (1) 露天プール等（これまで50%を緑地面積に算入）は、必要緑地面積の算定基礎となる空地面積もしくは建築面積から除外することとする。
- (2) 建築物緑化と敷地緑化の面積を相互に振り替える場合、それぞれの必要面積の50%を上限とするよう努めることとする。また、やむを得ない理由により、50%を超えて振り替える場合は、その超えた分を道路等に面する位置へ植栽するよう努めることとする。
- (3) 新築、改築又は増築しようとする建築物が建築基準法第85条に規定する仮設建築物の場合は緑化基準を適用しないこととする。

4. 届出様式の改正

緑化基準の改正に伴い、建築物等緑化計画（変更）届及び建築物等緑化計画完了届の様式を改正する。（様式は後日公示）

II. 改正基準の施行日

2025(令和7)年4月1日（予定）

届出日を基準として適用する。